

【女性限定】東京大学大学院総合文化研究科 助教 公募要項

1.	職名及び人数	助教 1名
2.	契約期間	2024年4月1日～2027年3月31日
3.	更新の有無	無
4.	試用期間	採用された日から14日間
5.	就業場所	大学院総合文化研究科（東京都目黒区駒場3-8-1）
6.	所属	大学院総合文化研究科 広域科学専攻 広域システム科学系 宇宙地球部会
7.	業務内容	1) 広い意味での宇宙地球科学分野の研究への従事。 2) 学部生、大学院修士・博士課程の授業。主にゼミ科目の予定。 3) 宇宙地球部会所属の教員（教授・准教授）と連携し、その研究室所属の学部生・大学院生の指導。
8.	就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9.	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10.	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
11.	賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額40万円程度（学歴・職務経験等を考慮して決定）。通勤手当（支給要件を満たした場合に支給、原則55,000円/月まで）等の諸手当については本学の定めるところによる。
12.	加入保険	文部科学省共済組合、雇用保険に加入
13.	応募資格	1) 博士号を有すること 2) 7.業務内容を全て担当できること
14.	提出書類	1) 東京大学統一履歴書（様式については以下のURLからダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html ※記入要領については上記URLによらずに以下を参照ください。 https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/rireki_20220823.pdf 2) 業績リスト i. 査読付き学術論文：論文題名、著者名、雑誌名・巻・頁・発刊年を明記し、代表的論文3編に印を付けること。Web of Science Core collectionによる、代表的論文3編を含む主要論文の各被引用回数と、全論文の総被引用回数を付記を付記すること。 ii. 国際会議における基調・招待・口頭講演 iii. 著書 iv. 競争的資金獲得状況 3) これまでの研究内容のまとめと今後の研究計画（あわせてA4用紙2枚程度） 4) 応募者に関して適切な評価ができる方2名の氏名、所属、連絡先（電話とe-mailアドレス） 5) 代表的論文3篇
15.	提出方法	下記の説明に従い5個のファイルを作成し、以下のURL https://davm01.ecc.u-tokyo.ac.jp/public/lBIpgS0llmpXIjyUwWhXEPWjBpDcG9_Up4b_k42iDr よりアップロードする。アップロード後、以下の問い合わせ先に電子メールで知らせる。 ※2～3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。

		<p>ファイルの作成方法</p> <p>i. 14. 1)の履歴書ファイル(excel形式)</p> <p>ii. 14. 2)-4) のひとまとめのファイル(pdf形式)</p> <p>iii. 14. 5) の3編の論文の個別ファイル(pdf形式)</p> <p>をそれぞれ作成し、名前をファイル名に用いる。</p> <p>(例) 駒場一美さんの場合</p> <p>i. 履歴書ファイル: KOMABAKazumiCV.xlsx (xls等でも可)</p> <p>ii. ひとまとめのファイル: KOMABAKazumimain.pdf</p> <p>iii. 論文ファイル: KOMABAKazumipaper1.pdf, KOMABAKazumipaper2.pdf, KOMABAKazumipaper3.pdf</p>
16.	応募締切	2023年10月27日(金)必着 書類選考の上、候補者に対し面接を実施する可能性がある。
17.	問い合わせ先	〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 大学院総合文化研究科広域科学専攻 宇宙地球部会主任: 鈴木 建 TEL: 03-5454-6610 e-mail: stakeru@ea.c.u-tokyo.ac.jp
18.	募集者名称	国立大学法人東京大学
19.	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙(屋外に指定喫煙場所あり)
20.	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・ 大学院総合文化研究科はその取り組みが評価されたことにより「東京大学2023年度女性人事加速サポート人事マネジメント支援プログラム」に採択されており、本公募ではその支援の一部を使用しています。 ・ 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。